

家計急変のあった日本人等学生へ

早稲田大学緊急奨学金 募集案内

出願時から過去1年以内に、家計支持者の失職・破産・病気・死亡等または、火災・風水害等による家計急変のため、修学継続が困難な学生について、標記奨学生を募集します。出願資格に該当し、本奨学金を希望する場合は、**奨学課 HP** で「**申込要項**」書類を入手し、出願締切期限【厳守】までに**出願**してください。

【注意】 詳細については、「申込要項」をご覧ください。
※奨学課HPで入手できます (<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/>) 。

記

1. 出願資格 : 以下条件①に該当する者

①この奨学金の出願時点で、**過去1年以内(2020年8月～2021年7月)【注1】**に**家計急変の事由が生じ、修学継続が困難と認められる日本人等【注2】の学部学生または大学院学生**(正規課程に在学し、学部は標準修業年限で卒業可能な者、大学院は各課程の標準修業年限内に在籍する者)。

【注1】 出願時点で1年を超える事由は、一切対象にはなりません。

ただし前年度採用者の同一事由による再出願は可能です。

【注2】 日本国籍を有する者、永住者、特別永住者、定住者、

日本人(永住者、特別永住者)の配偶者・子

※以下の全ての要件に当てはまる場合は、「学部生は標準修業年限で卒業可能でなくても」、「大学院生は各課程の標準修業年限を超えていても」、「1. 出願資格」の「①」を満たしたことと見なします。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、修学困難となった学部、研究科の正規生。
- ②次のいずれかの方法にて経済状況を確認できる者。
 - ・コロナ感染拡大による収入減少者を支援対象とする公的支援の受給証明書(緊急小口支援や国税地方税の納付猶予など)
 - ・主たる家計支持者の令和2年の所得金額が令和元年の所得金額と比較して1/2以下となっていることが分かる証明書(所得証明など)。なお、主たる家計支持者が海外在住等により源泉徴収票や確定申告書等に該当するものがない場合は、所得金額等が分かる書類。
- ③主たる家計支持者の所得金額が、給与所得者の場合841万円以下、給与所得者以外の場合355万円以下の者。

◎今回の募集では資格要件とはいたしません。日本学生支援機構貸与奨学金に緊急・応急採用の申請をする者、あるいは既に日本学生支援機構奨学金の交付を受けている者を優先的に選考します。

2. 奨学金額(年額) : 全学部・研究科 40万円

3. 出願書類の提出先 : 〒162-8644 東京都新宿区戸山1-24-1
早稲田大学学生部 奨学課

※郵送提出

※出願書類は「申込要項」を参照

4. 出願締切期限 : **7月30日(金)** 《当日消印有効》

5. 問合せ先 : syogakukin@list.waseda.jp